

## 『「介護サービス情報の公表制度」推進協議会』の廃止について

平成24年8月31日

厚生労働省老健局振興課

「介護サービス情報の公表制度」推進協議会事務局

『「介護サービス情報の公表制度」推進協議会』（以下、『推進協議会』という。）は、「介護サービス情報の公表制度（以下、「制度」という。）」施行の準備段階における『「介護サービス情報の公表制度」施行準備・支援協議会』を前身とし、平成18年4月の制度施行に合わせて「国や都道府県間等において全国的・広域的な見地から協働して推進していくことが適当と考えられる事項について、協議しながら連携し実施する」ことを目的に、国や都道府県、指定情報公表センター及び情報公表支援センターを会員として設置されたものである。

『推進協議会』では、これまで、①調査の均質性の確保に関する事項、②調査事務及び情報公表事務の省力化、支援方策等に関する事項、③制度の普及啓発に関する事項、④その他、必要な支援方策に関する事項等について協議しながら、制度の適正かつ円滑な推進に向けた取組みを行ってきたところである。

平成23年度より、情報公表システムの運用にあたってのサーバーの設置及び管理が国に一元化されたこと、平成24年4月1日から施行された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により調査の実施が都道府県が必要があると認める場合に変更になったことなどにより、前述の『推進協議会』の取組み環境は大きく変容している。

また、制度の施行から7年目を迎え、『推進協議会』がこれまで果たした役割については、当初の目的を十分に達したものと考えられることから、平成24年8月31日をもって終了することとしたい。

以上